

立川市つきまとい行為、勧誘行為、客待ち行為及びピンクちらしの配布等の防止に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 11 月 30 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

規制対象を拡大するため。

立川市つきまとい行為、勧誘行為、客待ち行為及びピンクちらしの配布等の防止に関する条例の一部を改正する条例

立川市つきまとい行為、勧誘行為、客待ち行為及びピンクちらしの配布等の防止に関する条例（平成17年立川市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p><u>立川市客引き行為、勧誘行為、客待ち行為、つきまとい行為及びピンクちらしの配布等の防止に関する条例</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、安全で安心して生活できるまちづくりの推進を図るため、公共の場における<u>客引き行為、勧誘行為、客待ち行為、つきまとい行為及びピンクちらしの配布等</u>（以下これらを「<u>客引き行為等</u>」という。）の防止について必要な事項を定め、もって快適な生活環境を確保することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>客引き行為</u> 営利を目的として、人に呼び掛け誘引をし、又はビラその他の文書図画を配布し、若しくは提示し、客を誘引することをいう。</p>	<p><u>立川市つきまとい行為、勧誘行為、客待ち行為及びピンクちらしの配布等の防止に関する条例</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、安全で安心して生活できるまちづくりの推進を図るため、公共の場における<u>つきまとい行為、勧誘行為、客待ち行為及びピンクちらしの配布等</u>（以下これらを「<u>つきまとい勧誘行為等</u>」という。）の防止について必要な事項を定め、もって快適な生活環境を確保することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>つきまとい行為</u> 次のいずれかの行為をして客引きをし、人に呼び掛け誘引をし、又はビラその他の文書図画を配布し、若しくは提示し、客を誘引することをいう。</p> <p>ア <u>異性による接待（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する接待をいう。以下同じ。）をして、酒類を伴う飲食をさせる行為を提供すること。</u></p> <p>イ <u>わいせつな見せ物、物品若しくは行為又はこれらの観覧、販売</u></p>

(2) 勧誘行為 次のいずれかに該当する勧誘をすることをいう。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号又は第2号に規定する営業において異性の客を接待する役務に従事すること。

イ 人の性的好奇心に応じて人に接する役務に従事すること。

ウ わいせつな行為に係る姿態であつて性欲を興奮させ、刺激するものをビデオカメラその他の機器を用いて撮影するための被写体となること。

(3) 客待ち行為 前2号に掲げる行為を行う目的で、公衆の目に触れるような方法で客待ちすることをいう。

(4) つきまとい行為 拒絶の意思を示している者に対し、その身体又は衣服を捕らえ、所持品を取り上げ、進路に立ち塞がり、身辺につきまとう等執ようにつきまとい、客引き又は勧誘をすることをいう。

(5) ピンクちらし 次のいずれかに該当するものを掲載し、電話番号等の連絡先を記載したビラ、パンフレットその他の物品をいう。

ア～ウ ……略……

(6) 公共の場 道路、公園等不特定多数の者が往来する場所をいう。

(市民、事業者等の取組)

第3条 市長は、客引き行為等を防止するため、具体的諸施策を総合的

若しくは提供をすること。

(2) 勧誘行為 法第2条第1項第1号又は第2号に規定する営業において異性の客を接待する役務に従事し、若しくは人の性的好奇心に応じて人に接する役務に従事し、若しくはわいせつな行為に係る姿態であつて性欲を興奮させ、刺激するものをビデオカメラその他の機器を用いて撮影するための被写体となるよう勧誘することをいう。

(3) 客待ち行為 前2号の行為を行う目的で、公衆の目に触れるような方法で客待ちすることをいう。

(4) ピンクちらし 次のいずれかに該当するものを掲載し、電話番号等の連絡先を記載したビラ、パンフレットその他の物品をいう。

ア～ウ ……略……

(5) 公共の場 道路、公園等不特定多数の者が往来する場所をいう。

(市民、事業者等の取組み)

第3条 市長は、つきまとい勧誘行為等を防止するため、具体的諸施策

に推進するとともに、市民、事業者等が行う客引き行為等を防止する活動を積極的に支援しなければならない。

2 市民、事業者等は、客引き行為等を防止するため、市が実施する施策に協力して取り組むよう努めるものとする。

3 この条例の適用に当たっては、市民、事業者等の権利を不当に侵害しないよう留意しなければならない。

(客引き行為等の禁止)

第4条 何人も、公共の場において、第2条第1号から第4号までに掲げる行為を自ら行い、又は他人に行わせてはならない。

2 何人も、次の各号に掲げる行為を自ら行い、又は他人に行わせてはならない。

(1) 公共の場において、ピンクちらしを配布し、掲示し、又は配置すること。

(2) みだりに人の住居等にピンクちらしを配布し、又は差し入れること。

(3) 前2号のいずれかに掲げる行為を行う目的でピンクちらしを所持すること。

3 市長は、次の各号に掲げる者に対し、必要な指導又は質問をすることができる。

(1) 前2項の規定に違反していると認める者

(2) 前号に掲げる者に対し、前2項に規定する行為（以下「禁止行

を総合的に推進するとともに、市民、事業者等が行うつきまとい勧誘行為等を防止する活動を積極的に支援しなければならない。

2 市民、事業者等は、つきまとい勧誘行為等を防止するため、市が実施する施策に協力して取り組むよう努めるものとする。

(つきまとい行為、勧誘行為及び客待ち行為の禁止)

第4条 何人も、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 公共の場において、不特定の者に対し、つきまとい行為及び勧誘行為をすること。

(2) 第6条第1項に規定する区域内において、不特定の者に対し、客待ち行為をすること。

2 市長は、前項の規定に違反していると認める者及びその者に当該行為を命じた者並びにこれらの者に当該行為を委託した者に対し、必要な指導をすることができる。

為」という。)を命じた者

(3) 前2号に掲げる者に対し、禁止行為を委託した者

4 市長は、前項に規定する指導又は質問をあらかじめ指定する者に行わせることができる。

(ピンクちらしの配布等の禁止)

第5条 何人も、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 公共の場において、ピンクちらしを配布し、掲示し、又は配置すること。

(2) みだりに人の住居等にピンクちらしを配り、又は差し入れること。

(3) 前2号のいずれかに掲げる行為を行う目的でピンクちらしを所持すること。

2 市長は、前項の規定に違反していると認める者及びその者に当該行為を命じた者並びにこれらの者に当該行為を委託した者に対し、必要な指導をすることができる。

(重点地区の指定)

第6条 市長は、つきまとい勧誘行為等を防止するために、特別な措置を講ずる必要があると認める区域を迷惑行為防止重点地区(以下「重点地区」という。)として指定することができる。

2 市長は、重点地区を指定しようとするときは、当該重点地区内及び周辺の住民及び事業者並びに関係機関の意見を聴く機会を設けなければならない。

3 市長は、前項の規定により、重点地区を指定したときは、その旨を告示するとともに必要な措置を講じて周知するものとする。

4 市長は、指定した重点地区及びその周辺の状況の変化に応じ、当該重点地区を変更し、又は解除することができる。

(警告)

第5条 市長は、前条第3項に規定する指導をした場合において、当該指導を受けた者が反復して禁止行為を行ったときは、警告書をもって、中止するよう警告することができる。

(勧告)

第6条 市長は、前条の規定による警告をした場合において、当該警告を受けた者が更に反復して禁止行為を行ったときは、勧告書をもって、直ちに中止するよう勧告することができる。

(公表)

第7条 市長は、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(意見陳述の機会の付与)

第8条 市長は、前条の規定による公表をしようとするときは、当該勧告を受けた者に対し、あらかじめ意見を述べる機会を与え、その意見を聴かなければならない。

5 前項の規定による変更又は解除については、第2項の規定を準用する。

(警告等)

第7条 市長は、次の各号に掲げる行為を行った者に対し、警告書をもって、当該行為をしてはならない旨を注意することができる。

(1) 第4条第2項に規定する指導をした場合において、その指導を受けた者が、反復して当該行為を行ったと認めるとき。

(2) 第5条第2項に規定する指導をした場合において、その指導を受けた者が、反復して当該行為を行ったと認めるとき。

2 市長は、前項の規定による警告をするときは、当該行為を行った者及びその者に当該行為を命じた者並びにこれらの者に当該行為を委託した者に対し、当該行為に関して質問することができる。

(勧告)

第8条 市長は、前条第1項に規定する警告書を発した場合において、その警告を受けた者が、更に反復して当該行為を行った場合は、勧告書をもって、当該行為の中止を求めることができる。

(公表)

第9条 市長は、前条に規定する勧告書を発した場合において、当該勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(意見陳述の機会の付与)

第10条 市長は、前条の規定による公表をしようとするときは、当該勧告を受けた者に対し、あらかじめ意見を述べる機会を与え、その意見を聴かなければならない。

(過料)

第9条 市長は、第7条の規定による公表をした場合において、当該公表を受けた者が反復して禁止行為を行った場合は、50,000円の過料を科することができる。

(両罰規定)

第10条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が当該法人又は人の業務に関して前条の規定に該当したときは、行為者を罰するほか、当該法人又は人に対して前条に規定する過料を科することができる。

(禁止行為に対する調査)

第11条 市長は、第4条から前条までの規定による指導、警告、勧告若しくは公表をし、又は過料を科するため調査の必要があると認めるときは、関係のある者に対して質問、資料の提供、照会への回答、調査の実施その他必要な協力を求めることができる。

(重点地区の指定)

第12条 市長は、客引き行為等を防止するために、特別な措置を講ずる必要があると認める区域を迷惑行為防止重点地区（以下「重点地区」という。）として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により、重点地区を指定しようとするときは、当該重点地区内及び周辺の住民及び事業者並びに関係機関の意見を聴く機会を設けなければならない。

3 市長は、第1項の規定により、重点地区を指定したときは、その旨を告示するとともに必要な措置を講じて周知するものとする。

4 市長は、指定した重点地区及びその周辺の状況の変化に応じ、当該重点地区を変更し、又は解除することができる。

5 前項の規定による変更又は解除については、第2項の規定を準用す

(過料)

第11条 市長は、第9条の規定による公表をした場合において、当該公表を受けた者が、反復して当該行為を行った場合は、50,000円の過料を科することができる。

(両罰規定)

第12条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、当該法人又は人の業務に関して前条の規定による違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、当該法人又は人に対して前条に規定する過料を科することができる。

る。

(事業者等への啓発)

第13条 市長は、客引き行為等の防止を図るため、事業者等に対する啓発活動を行わなければならない。

(関係機関への通報)

第14条 市長は、客引き行為等で、他の法令等に抵触すると認められるものについては、速やかに関係機関への通報その他必要な措置を講じなければならない。

(事業者等への啓発)

第13条 市長は、つきまとい勧誘行為等の防止を図るため、事業者等に対する啓発活動を行わなければならない。

(関係機関への通報)

第14条 市長は、つきまとい勧誘行為等で、他の法令等に抵触すると認められるものについては、速やかに関係機関への通報その他必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、平成27年12月7日から施行する。